

安全で楽しい海洋レジャーを願って！



(社)瀬戸内海小型船安全協会

# せとかぜ

Seto Kaze

## 目次

- 就任挨拶 (第六管区海上保安本部長) ..... 2~3
- 特集(プレジャー海難の現状)
  - ・ 瀬戸内海におけるプレジャーボート海難の原因と現状  
(平成19~23年) ..... 4~7
- 船長必携の安全講座(シリーズ6)
  - ・ 国際VHF 利用ガイド・総務省 中国総合通信局 ..... 8~9
- 地区だより(平成24年度の各地区の活動等状況) ..... 10~11
- ハロー!フレッシュボートライフ(その2) ..... 12~13
- 安全情報アラカルト
  - ・ 最新免許・失効講習日程案内 ..... 14
- 事務局からのお知らせ ..... 15~16

## 発行所

(社)瀬戸内海小型船安全協会 〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目12-72  
電話・FAX(082)251-6664 e-mail info@seto-shoankyo.or.jp  
ホームページ <http://www.seto-shoankyo.or.jp> 印刷 山部印刷株式会社

# No.67

発行 2012年9月20日

# 就任挨拶

第六管区海上保安本部長 そえだ 添田 しんじ 慎二



4月1日付で第六管区海上保安本部長に就任しました 添田 でございます。

社団法人瀬戸内海小型船安全協会の会員の皆様とは、この広報誌「せとかぜ」を通じて初めてお目にかかることとなりますが、本紙面をお借りしまして、就任のご挨拶を申し上げます。

貴小型船安全協会の皆様におかれては、小型船舶の安全確保と秩序ある海洋レジャーの普及・発展に寄与され、また、私どもの業務に関しても、ご理解とご協力をいただいております。改めて敬意を表しますとともに、深く感謝いたします。

また、皆様が普段から活動されている瀬戸内海及び宇和海は、気候温暖であり、静穏な海域とともに島々が織りなす美しい景観を有し海洋レジャーの愛好者にとっては、大変恵まれた環境であります。

現在、当管区内には約6万隻に及ぶプレジャーボートが在籍し、様々な海洋レジャー活動が行われていますが、その一方で、瀬戸内海及び宇和海は、海上輸送の要衝として大型タンカーやコンテナ船などの大型船が頻繁に行き会うとともに、従前から好漁場として、様々な漁業活動が活発に行われるといった多種多様な船舶が行き交う船舶交通の輻輳海域となっています。

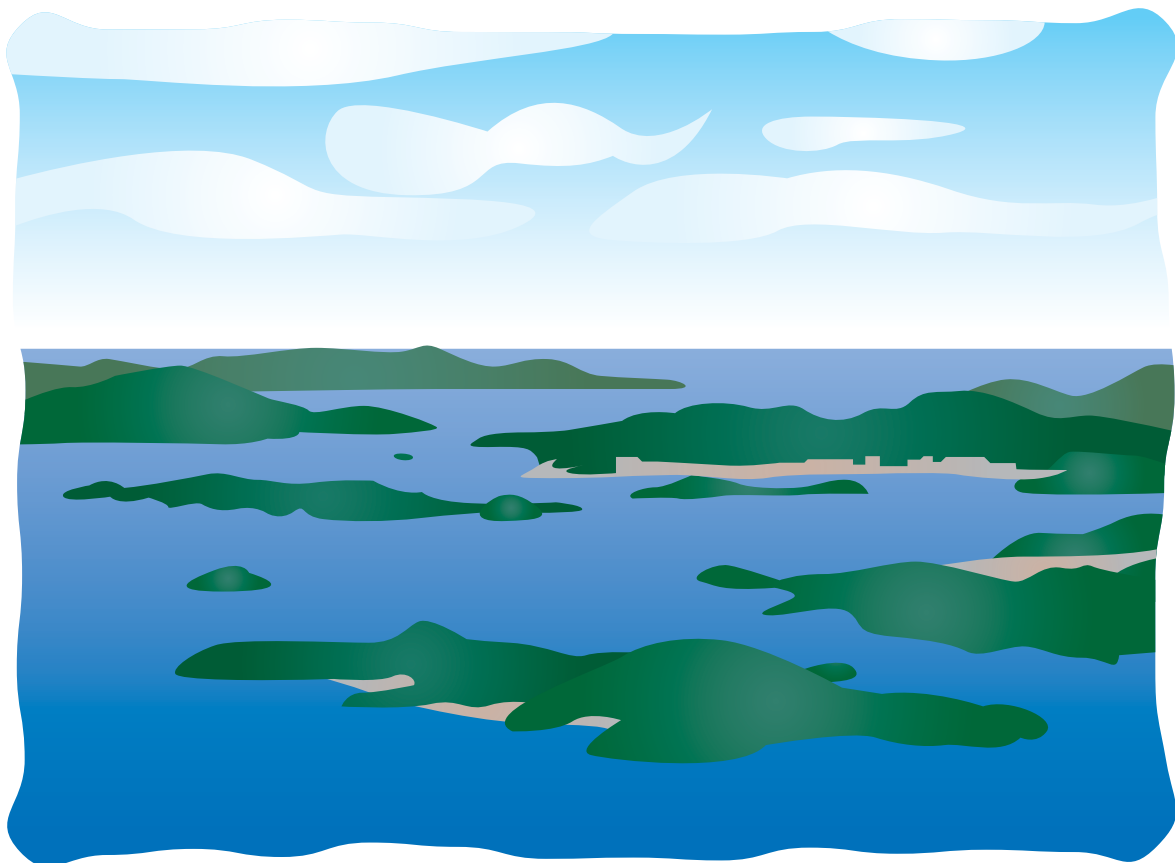
また、船舶の海難に関しては、当管区内で過去5年間（平成19年～平成23年）に発生した海難に関係した約2,000隻の船舶のうち、約900隻がプレジャーボートによる海難であり、そのうち約380隻は機関故障や運航阻害が原因となっており、これらの殆どは、例えばエンジンの日常的な点検や発航前点検を行うといった、ちょっとした注意を心がけることにより未然に防ぐことができるものと考えられます。

貴協会におかれては、約250名の海上安全指導員の方を含めた約3200名の会員と約150隻

の安全パトロール艇を擁しており、会員の皆様方それぞれが、安全運航に努められているだけでなく、ボランティアによる安全パトロールや訪船指導の実施、海洋教室の開催などを通して、直接プレジャーボートの運航者などへの安全指導を実施されており、こういった機会を通じて、ちょっとした注意で事故を防止できることを広めていただくことも安全で楽しい海上レジャーの普及・発展に資するものと思います。

私どもとしましては、これからも貴協会との連携を図り、合同パトロールの実施や安全講習会の開催など、海難の防止に資する活動を積極的に展開して瀬戸内海・宇和海の安全・安心の確保に寄与して参りたいと思いますので、引き続き、ご支援・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

むすびに、(社)瀬戸内海小型船舶安全協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健康とご多幸を心より祈念しまして、就任の挨拶とさせていただきます。



**特集 (プレジャー海難の現状)****瀬戸内海におけるプレジャーボート海難原因と現状**

第六管区海上保安本部交通部安全課

平成23年の瀬戸内海・宇和海におけるプレジャーボートの海難は、全海難総数391隻中、180隻（前年179隻）と依然として多く、全船舶海難の約46%を占めています。

その海難原因の約84%が見張り不十分、気象・海象の不注意、船位不確認等安全運航に必要な基本事項の欠如による人為的なミスによるものとなっています。

また、整備不良により機関が故障し、航行できなくなるケースも多く発生しています。

なお、平成23年におけるプレジャーボート海難180隻のうち、各地区小型船安全協会加入船は9隻（約5%）でした。

## ●プレジャーボート海難の種類別・原因別による海難船舶隻数の推移（過去5年）

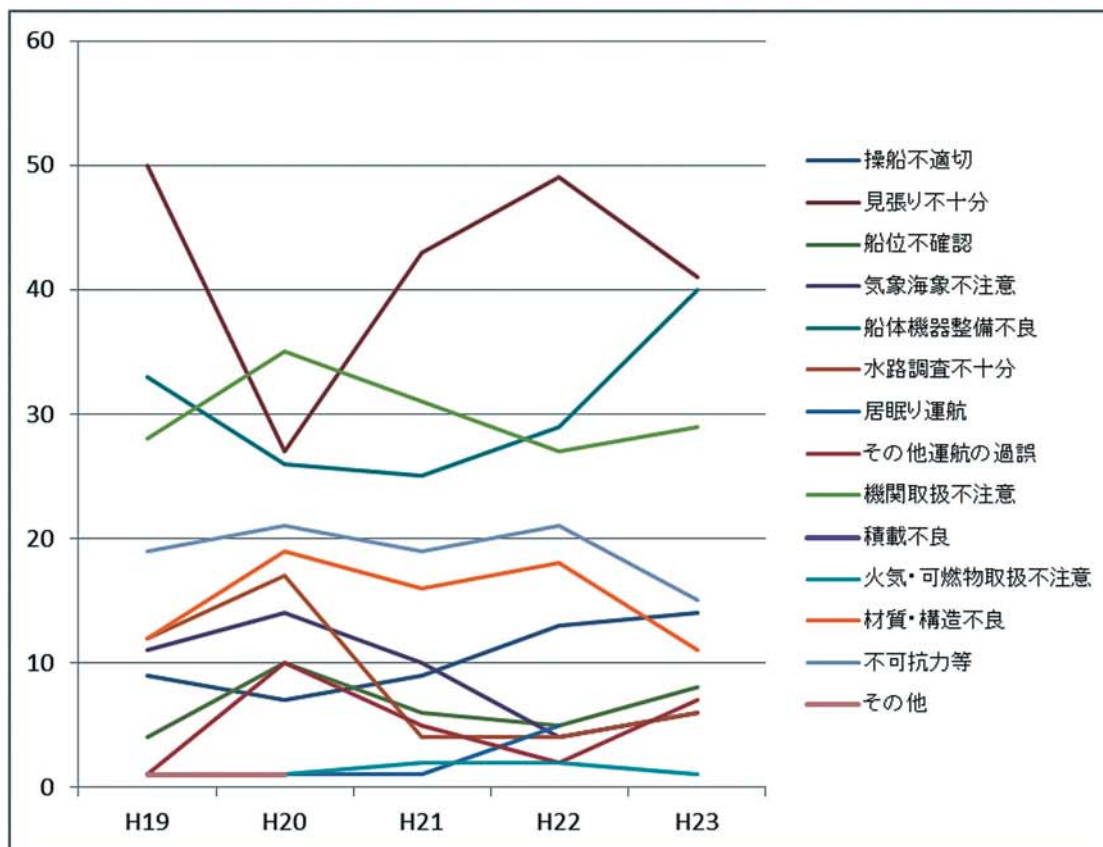
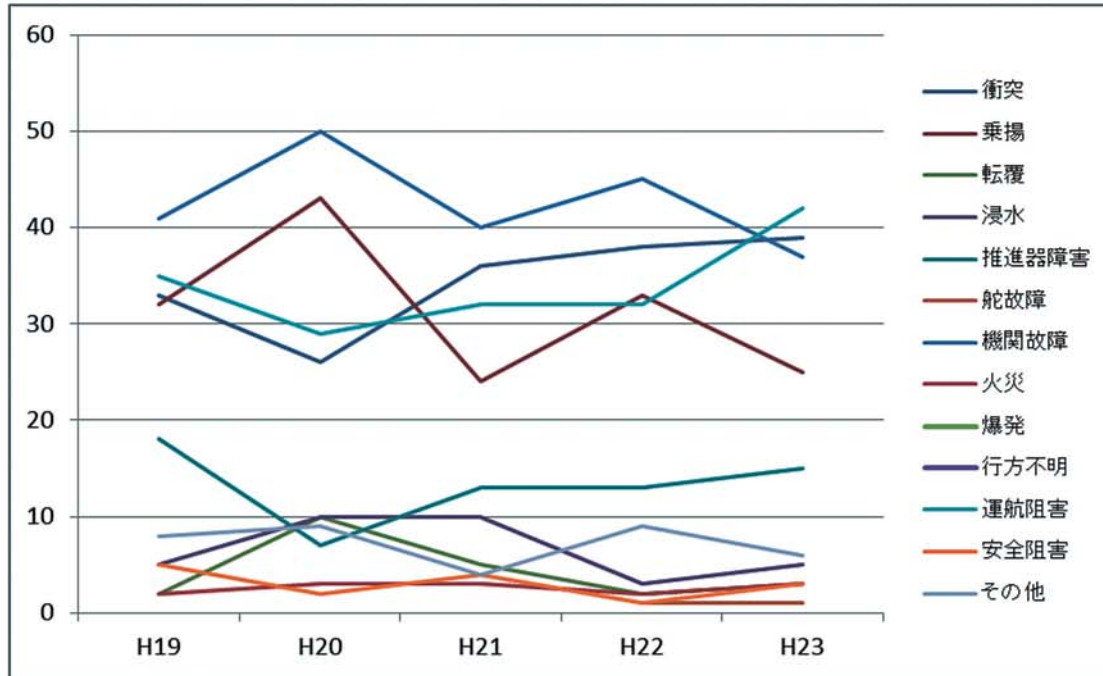
（単位：隻）

		H19	H20	H21	H22	H23			
衝	突	33	26	36	38	39			
乗	揚	32	43	24	33	25			
転	覆	2	10	5	2	3			
浸	水	5	10	10	3	5			
推	進	器	障	害	18	7	13	13	15
舵	故	障	0	1	0	1	1		
機	関	故	障	41	50	40	45	37	
火	災	2	3	3	2	3			
爆	発	1	0	0	0	0			
行	方	不	明	0	0	0	0	1	
運	航	阻	害	35	29	32	32	42	
安	全	阻	害	5	2	4	1	3	
そ	の	他	8	9	4	9	6		
計		182	190	171	179	180			
人為的要因	運航の過誤	操船不適切	9	7	9	13	14		
		見張り不十分	50	27	43	49	41		
		船位不確認	4	10	6	5	8		
		気象海象不注意	11	14	10	4	6		
		船体機器整備不良	33	26	25	29	40		
		水路調査不十分	12	17	4	4	6		
		居眠り運航	1	1	1	5	0		
		その他運航の過誤	1	10	5	2	7		
	機関取扱不注意	28	35	31	27	29			
	積載不良	0	1	0	0	0			
火気・可燃物取扱不注意	1	1	2	2	1				
不可抗力	材質・構造不良	12	19	16	18	11			
	不可抗力等	19	21	19	21	15			
	その他	1	1	0	0	2			

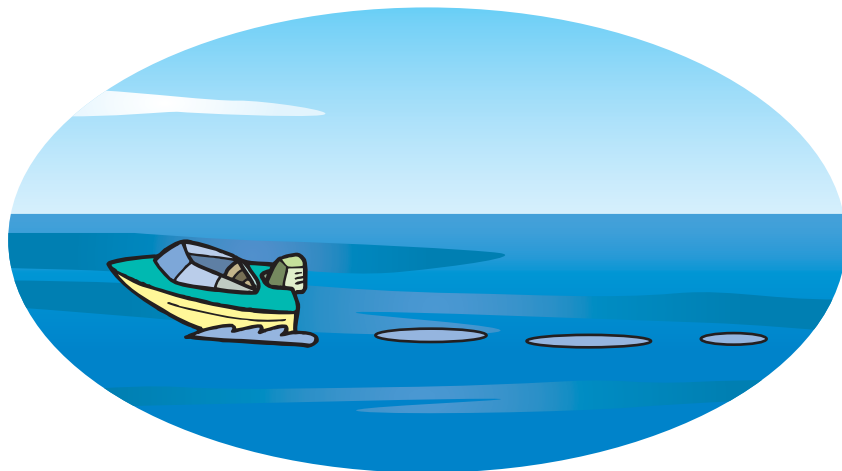
※運航阻害とは、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。

※安全阻害とは、転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

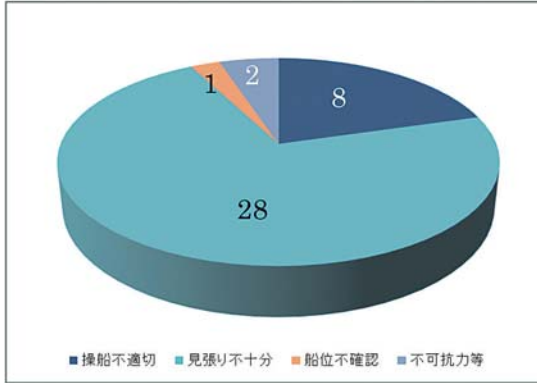




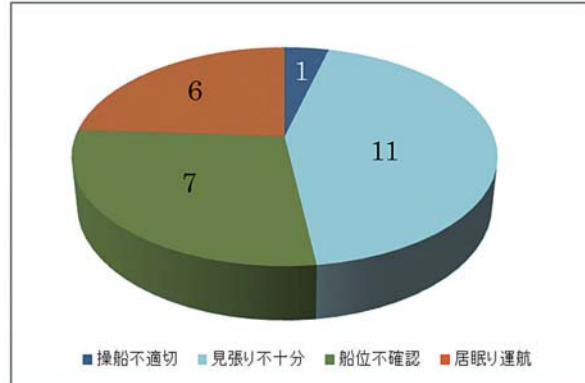
		衝	乗	転	浸	推	舵	機	火	爆	行	運	安	そ		
		突	揚	覆	水	進	故	関	災	発	方	航	全	の	計	
						器	障	障			不	阻	阻	他		
						害	障				明	害	害			
人為的要因	運航の過誤	操 船 不 適 切	8	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14
		見 張 り 不 十 分	28	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	41
		船 位 不 確 認	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		気 象 海 象 不 注 意	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6
		船 体 機 器 整 備 不 良	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	35	0	0	40
		水 路 調 査 不 十 分	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		居 眠 り 運 航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 運 航 の 過 誤	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	機 関 取 扱 不 注 意	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	1	29
	積 載 不 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
火 気 ・ 可 燃 物 取 扱 不 注 意	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
不可抗力 的要因	材 質 ・ 構 造 不 良	0	0	0	0	1	1	8	1	0	0	0	0	0	11	
	不 可 抗 力 等	2	0	0	1	4	0	0	1	0	0	7	0	0	15	
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	
計		39	25	3	5	15	1	37	3	0	1	42	3	6	180	



衝突 39 隻



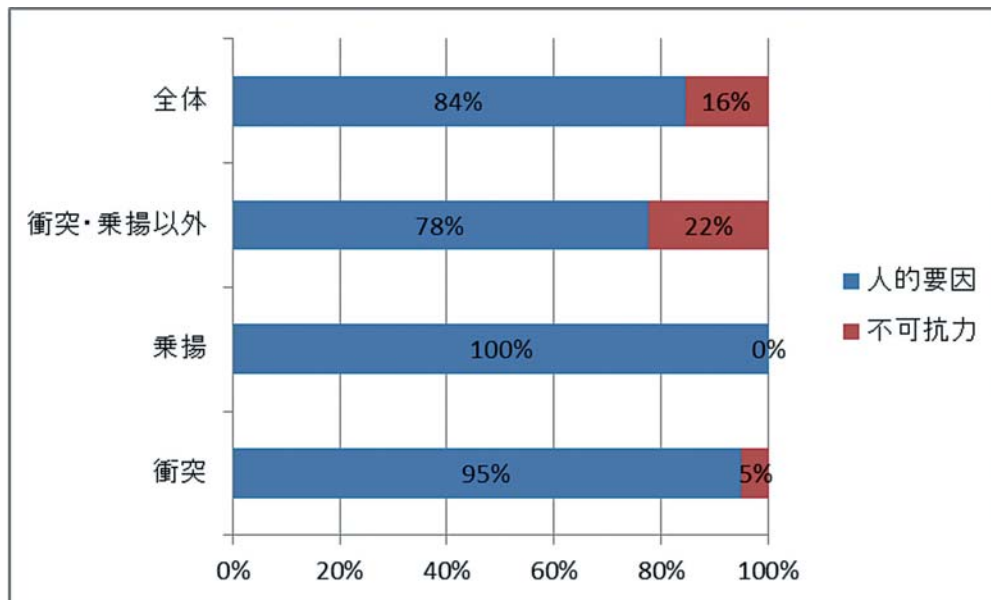
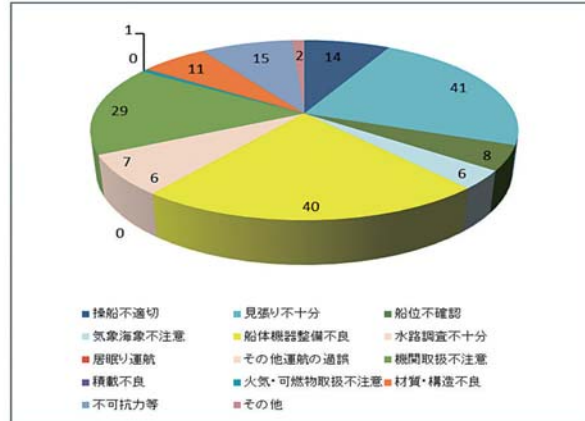
乗揚 25 隻



衝突・乗揚以外 116 隻



全体 180 隻



# 船長必携の安全講座 シリーズ6

## 国際VHF 利用ガイド

総務省 中国総合通信局

### 国際VHF（船舶共通通信システム）とは？

船舶の航行のための通信に使用する国際的なシステム

150MHz帯を使用し、船舶において遭難・安全通信、港務通信、電気通信業務、水先業務等に使う無線通信システムで、全世界的に使われているため「国際VHF」と呼ばれています。

総務省では、船舶のより安全な航行を実現するため、小型船舶等に任意で設置することができる安価な国際VHF機器の普及を図るべく、平成21年に「船舶共通通信システム」として制度の整備を行いました。

国際VHFは、航行の安全に関する重要な通信を行うものとして多数の船舶に利用されています。



### 国際VHFを使用するために必要なものは？

無線従事者資格と無線局免許が必要です

#### 1 無線機の購入

全国の主要無線機器販売店、船舶用機器販売店のほかインターネット通信販売でも購入することが可能です。購入の際には、その無線機器が技術基準適合証明を受けていることを示す「技適マーク」を確認しましょう。



↑技適マークを必ず確認

#### 2 無線従事者資格の取得

国際VHFを操作するためには無線従事者資格（無線従事者免許証）が必要です。無線従事者資格は、国家試験またはマリーナ等が主催して開催する講習会で取得することが可能です。

国家試験は、財団法人日本無線協会が実施しています。<http://www.nichimu.or.jp/>

使用する機器の機能・出力ごとの必要な資格は次のとおりです。

- ・携帯型 5W (DSC機能無し) 第3級海上特殊無線技士 (海特3) 以上
  - ・携帯型 5W (DSC機能付き)
  - ・据置型 2.5W
- 第2級海上特殊無線技士 (海特2) 以上

すでに海特3の資格がある場合は、より短時間の講習で海特2を取得することが可能です。

※DSC：デジタル選択呼出装置。簡単な操作でグループ呼出や遭難信号の発信ができます。

#### 3 無線局免許の取得

- 国際VHFを使用するには無線局免許（特定船舶局）が必要です。[有効期間：5年間]
- 無線局（特定船舶局）の免許は、船舶1隻ごとに1つの免許となります。（複数の船舶で共用することはできません）
- 免許申請用紙は総務省のホームページからダウンロードすることができるほか、国際VHFの機器に添付されています。また、電子申請システムも利用できます。
- 申請書の記載方法等については、販売されている無線機器にも資料が添付されていますが、他の無線設備（レーダー・マリンVHF・EPIRB等）の有無や、国際航海の有無等により一部手続が異なりますので、ご不明な点は総合通信局等にお問い合わせください
- 輸入品等で技術基準適合証明（技適マーク）のない無線設備を使用する場合には、新設検査が必要となり、その結果、免許にならない場合もありますのでご注意ください。



操作するには無線従事者資格が必要



国際VHFを使用する船舶ごとにそれぞれ無線局免許が必要



## 国際VHFの運用方法について

### ルールを守って正しく運用しましょう

#### 通信方法

国際 VHF は、まず連絡設定用チャンネルで相手船を呼出し、その後、通話用チャンネル（船舶用・海岸局用）に切り換えて通話を行います。

呼出・応答用チャンネル	
1 6	一般呼出・応答用。遭難、緊急または安全のための呼出、応答および通報にも使用されます。
7 7	小型船舶同士または所属海岸局との呼出・応答用。小型船舶同士は輻輳を避けるため、このチャンネルでの連絡設定を推奨します。
7 0	DSC（デジタル選択呼出装置）での呼出・応答用

用途別通話チャンネル	
6, 8, 10	すべての船舶（主に航行用）
13	すべての船舶（航行安全通信用）※海上保安庁の海岸局も含む。
69, 72, 73	小型船舶間
9	海上保安庁の海岸局・船舶
11, 12, 14	海上保安庁・ポータラジオなど
71, 74, 86	マリナー・セーリング連盟などのレジャー船用海岸局

#### 遭難・緊急時の運用

- ・CH 1 6 にセットし、付近の船舶局や海岸局に救助を求めます。
- ・DSC 機能のついた無線機は緊急時に **Distress** ボタンを押すと、付近の船舶局に遭難している旨や自船の位置を自動的に知らせることができます。
- ・誤発射した場合は、最寄りの海上保安庁へ連絡願います。

#### 運用上の注意点

- ・遭難通信、緊急通信など、船舶の航行の安全にかかわる重要な通信を行う無線です。運用の際は、簡潔・明瞭な通話を心がけましょう。
- ・航行中は、呼出用のチャンネルであるCH 1 6 とCH 7 7 を聴守しましょう。  
特にCH 1 6 は、遭難・緊急の連絡や海上保安庁からの情報など重要な通信が入ることがあります。
- ・海上での航行時にのみ使用できます。河川、湖沼や陸上での使用は禁止されています。
- ・船舶ごとに無線局免許が必要となります。同じ無線機器を複数の船舶で共用することはできません。
- ・**遭難通信を妨害したときは、1年以上の有期懲役に、また虚偽の遭難通信を行った場合は3ヶ月以上10年以下の懲役に処されます。**

#### その他の注意事項

詳細は総合通信局等へお問い合わせください

- 1 無免許での使用には罰則があります。  
**無線局免許を受けずに国際VHFを運用した場合は、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処されます。**  
また、免許の有効期間は5年間で、継続して使用する場合には有効期間満了の6ヶ月前から3ヶ月前までの期間に再免許の申請を行う必要があります。有効期間切れに十分注意してください。
- 2 電波利用料について  
無線局の免許をお持ちの方に、より円滑に電波を利用していただくため、必要な経費を無線局の規模に応じてご負担いただく制度です。  
1年毎に納付書を郵送しますので、金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。  
納付につきましては、口座振替や電波利用料の前納もご利用いただけます。
- 3 定期検査について  
無線局の運用状況や無線設備が法令の基準に合致しているかを定期的に確認するため、定期検査制度があります。使用する無線設備の種類等により検査の周期が異なります。  
検査周期の一例 据置型の国際VHFのみ … 5年ごと（※）  
携帯型（5W以下）の国際VHFのみ … 定期検査は不要（※）  
（※）ただし、遭難自動通報設備（EPIRB等）が強制の場合は2年ごと  
定期検査が必要な年度に総合通信局等から通知書を送付しますので、忘れずに受検してください。  
**検査を拒んだり忌避した場合は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。**

お問合せは停泊港を管轄する総合通信局へ

岡山県、広島県、山口県	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 中国総合通信局 無線通信部航空海上課	TEL 082-222-3345
香川県、愛媛県	〒790-8795 愛媛県松山市宮田町 8-5 四国総合通信局 無線通信部航空海上課	TEL 089-936-5021

# 地区だより

## 平成24年度の各地区の活動等状況

### ★ 山口県内海地区

8月5日(日)、下松中央公民館で「安全講習会」を開催した。(参加者30名)



### ★ 呉・竹原地区

7月21日(土)、呉湾周辺海域で「海洋教室」を開催した。(参加者20名)



### ★ 広島地区

5月30日(水)、宇品公民館で「指導員連絡調整会議」を開催した。(参加者23名)



### ★ 広島県東部地区

7月31日(火)、福山市野の浜老人プラザで「安全講習会」を開催した。(参加者約40名)





## ★ 岡山県東部地区

6月23日(土)、玉野市玉クラブで「安全講習会」を開催した。(参加者46名)



## ★ 愛媛県東部地区

8月5日(日)、西条市で「海上パレード」等を実施した。(参加者約30名)



## ★ 岡山県西部地区

7月16日(月)、「海の日」に倉敷市玉島黒崎で、沙美マリンフェスティバルの一環として、小学生児童とその父母を対象とする「小学生親子ボート体験航海」を実施した。(参加者52名、参加船艇3隻)



## ★ 松山地区

4月28日(土)、松山観光港ターミナル及び沖合海域で「安全パトロール」を実施した。(参加者15名)



## ★ 香川県地区

5月30日(水)、高松市大的場海水浴場で「幼児海洋親水学習」を開催し幼児54名により「稚魚放流」などを実施した。7月21日(土)三豊市仁尾サンビーチで「親子海洋教室」を開催した。



## ★ 宇和島地区

8月19日(日)、八幡浜港等で「海上パレード」を実施した。(参加者10名)



# ハロー!フレッシュボートライフ

## 遵守事項

### ●遵守事項を守りましょう!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に法令で遵守事項を定めています。これらの遵守事項を守りつつシーマンシップを発揮して安全な航海を楽しんでください。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



酒酔い状態等での操縦は禁止です。



遊泳者の付近での疾走等は禁止です。



港内や航路内(水上オートバイは全ての水域)では、免許者が直接操縦しなければなりません。



子供や水上オートバイの乗船者等は、ライフジャケットを着用しなければなりません。

### その他の遵守事項

- 発航前点検の実施
- 適切な見張りの実施
- 事故時の人命の救助

### 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦	3点	6点
ライフジャケットの不着用	2点	5点

### 行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年の累積点数
なし	5点
あり	3点

## 発航前点検を忘れずに

### ●発航前にチェックしましょう!

- 燃料**
- 燃料は十分にありますか
  - 燃料こし器の目詰まりはないですか
  - 燃料コックを開けましたか



- 冷却水**
- 冷却水は規定量ありますか
  - 海水用こし器の目詰まりはないですか
  - 海水取入弁は開けましたか



- バッテリー**
- 十分な電圧がありますか
  - 端子に緩みはないですか



- エンジンオイル**
- オイルは規定量ありますか
  - エンジンからの漏れはないですか

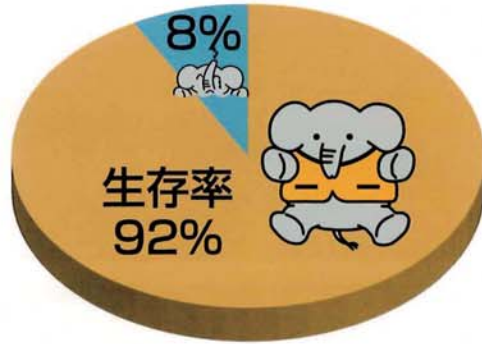


- 漂泊中**
- 電装品の使い過ぎはないですか
  - 再始動時、クラッチ、キルスイッチ確認

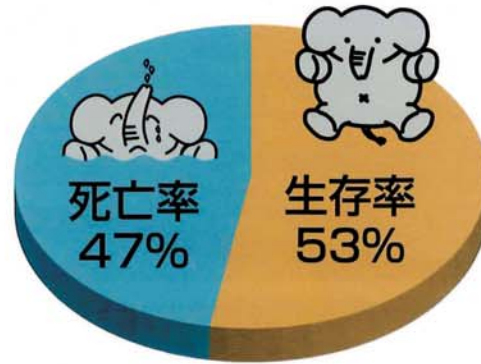


# ライフジャケットの着用を忘れずに

## ライフジャケット着用



## ライフジャケット未着用



漁船・プレジャーボート等海中転落者のライフジャケット着用・未着用別の生存率(平成22年)  
※海上保安庁資料より作成

### ●ライフジャケット着用の場合は生存率が約2倍

ライフジャケットを着用して海中転落した場合は、ライフジャケット未着用の場合と比べて生存率が約2倍も高く、逆に未着用の場合は死亡率が約6倍も高くなる結果となっています。

万一の海中転落時に助かる確率が、ライフジャケットを着用していることで非常に高くなるのがわかります。

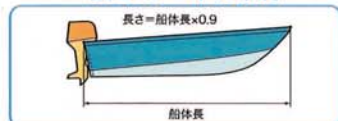


上のイラストの乗船者に対しては着用が義務となっています。不意の事故に備えライフジャケットの着用を忘れないようにしましょう。

### ●ミニボートって何？

ミニボートとは、次の3つの条件を全て満足する船舶のことで、免許を持たなくても、また、船舶検査を受けなくても操船することができます。

#### 長さ3メートル未満



長さとは、船体長の90%のことを言います。

#### 推進機関の出力が1.5kW未満



0.7355kW=1馬力なので、2馬力の機関は1.5kW未満に該当します。

#### プロペラ回転緊急停止機構



搭載する機関には、非常用停止スイッチ、速心クラッチ、中立ギア又はプロペラガード等が必要です。(絵はプロペラガード)

### ●ミニボートに注意！

ミニボートは、手軽に船釣り等のマリンレジャーに親しむことができますが、近年ミニボートにおける海難事故が発生しています。

ミニボートは船体が小さいため、レーダーに写りにくく、肉眼でも波間に隠れるなどして視認しにくい状態にあります。また、船体が軽いことから少しの動揺で転覆する恐れがあります。

ミニボートが航行していると思われる海域では、十分な見張りをを行い、速力を落として航行するようにしましょう。

# 安全情報アラカルト

## ◎ 免許更新・失効講習日程案内

**キャプテンのみなさん！ 海技免状の有効期限は大丈夫ですか？**

- ・船を運航するためには、必ず有効な海技免状が必要です、今受けてますか？
- 更新・失効講習…9・10・11月分 講習日

### 1 一般財団法人中国海技学院

(申し込み・問い合わせ先：広島市南区元宇品町41 ☎082-255-8705)

[定期講習日] …夜間講習、出張講習もあります

講習場所	講習科目	講習日	講習時間
広島本部 宇品教室	更新<小型>	毎週水曜・日曜日、毎月第2土曜日	10:00～・13:00～
		毎月 第1・3月曜日	10:00～
		毎月 第4金曜日	18:30～
	失効(小型)	毎月 第1・3月曜日	10:00～
毎月 第2土曜日、第4日曜日		10:00～・13:00～	
岡山事務所 倉敷教室	更新・失効 <小型>	毎月 第2日曜日	13:00～
		毎月 第4土曜日	18:30～
		毎月 第1・3・5金曜日	18:30～

### 2 一般財団法人尾道海技学院

(申し込み・問い合わせ先：尾道市栗原東二丁目18-43 ☎0848-37-8111)

[定期講習日] …夜間講習、広島・福山地区等講習もあります

講習場所	講習科目	講習日(講習時間)	備考
尾道本校	更新講習	9月15日(14:00～)	時間変更確認
		10月1日(18:00～)、6日(14:00～)、20日(14:00～)	
		11月1日(18:00～)、3日(14:00～)、17日(14:00～)	
	失効講習	9月17日(09:00～)	時間変更確認
		10月6日(14:00～)、15日(09:00～)	
		11月3日(14:00～)、19日(09:00～)	

講習場所	講習科目	講習日(講習時間)	備考
岡山・笠岡・玉野・倉敷・玉島・児島等	更新講習	9月 岡山15日(13:00～)、17日(13:00～)、22日(13:00～) 笠岡19日(14:00～)、玉野25日(14:00～)、児島20日(18:00～) 水島26日(19:00～) 牛窓28日(18:00～)	時間変更 確認
		10月 岡山10月13日(13:00～)、15日(13:00～)、20日(13:00～)、27日(13:00～) 笠岡17日(19:00～)、玉野24日(19:00～)、倉敷12日(14:00～)、25日(19:00～) 玉島1日(18:00～)、西大寺10日(18:00～)、日生29日(18:00～)、備前4日(18:00～)	
		11月 岡山10日(13:00～)、17日(13:00～)、19日(13:00～)、 24日(13:00～)、玉野21日(14:00～)、倉敷16日(14:00～)、 玉島12日(14:00～)、児島28日(18:00～)、牛窓1日(18:00～)	
	失効講習	9月 岡山 15日(13:00～)、17日(13:00～)	時間変更 確認
		10月 岡山 15日(13:00～)、20日(13:00～)	
		11月 岡山 17日(13:00～)、19日(13:00～)	



## 事務局からのお知らせ

平成24年度 通常総会・第一回理事会及び検討委員会の開催

# ～ 事業報告・収支決算報告、 公益法人認定手続き検討 ～

平成24年6月27日（水）、広島市南区宇品公民館において、「平成24年度 通常総会・第1回理事会」が開催されました。会議では「平成23年度事業報告・収支決算報告」、「平成24年度事業計画・収支予算案」等が上程され承認、議決されました。

また、通常総会の前、協会活性化・公益法人認定移行のための検討委員会兼作業部会が開催され、当小安協の新法人移行と協会活性化について意見交換等が行われました。



## 海上保安関係の功労者表彰

### 〔国土交通大臣表彰〕

井上博文（香川県地区小型船安全協会）  
尾崎 満（岡山県東部地区小型船安全協会）

### 〔海上保安庁長官表彰〕

古川和男（広島地区小型船安全協会）  
松本繁儀、村田良三（広島県東部地区小型船安全協会）  
矢川幸二、矢部祐二（岡山県西部地区小型船安全協会）

### 〔第六管区海上保安本部長表彰〕

高橋正教（山口県内海地区小型船安全協会）  
竹川和登（呉・竹原地区小型船安全協会）  
高橋 勝（香川県地区小型船安全協会）

の10名の関係公益法人役職員及び海上安全指導員の皆様が各表彰を受けられました。心からお喜び申し上げます。

受賞者の皆様方の日頃の地道な海難防止活動が評価され誠に喜ばしい限りです。



## 地区小安協事務局の紹介

### 岡山県西部地区小型船安全協会

今年4月より、岡山県西部地区小型船安全協会の事務局をさせて頂くことになりました千田博通事務所の竹野です。海のこととはもとより小安協としての事業や事務等全く解らないことばかりですが、海上保安部を始め皆様方のご指導の下ご協力をいただきながら努めさせて頂いております。

安全講習会・安全パトロール・海面アダプト事業等を通して一人でも多くの方々に安全に対する知識と海・環境へのご理解を戴ける様、微力ながらお手伝いをさせて頂きたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

※各地区の事務局にありましては、今後とも宜しくお願いいたします。

### 入会手続！

郵便、電話、e-mail等(社)瀬戸内海小型船安全協会、又は下記各地区小安協へご連絡下さい。各地区小型船安全協会の概要は、(社)瀬戸内海小型船安全協会ホームページの「各地区のご紹介」(<http://www.seto-shoankyo.or.jp/01annai/chiku.htm>)に掲載しています。

#### ・(社)瀬戸内海小型船安全協会

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72

☎ (082) 251-6664

#### ・山口県内海地区小型船安全協会

〒746-0022 周南市野村2-8-3 立野雄二方

☎ (0834) 63-0638

#### ・広島地区小型船安全協会

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72

☎ (082) 251-6664

#### ・呉・竹原地区小型船安全協会

〒737-0029 呉市宝町9-25 呉海上保安部気付

☎ (0823) 22-0999

#### ・広島県東部地区小型船安全協会

〒723-8686 三原市円一町2-5-1 興生総合病院気付

☎ (0848) 63-5500

#### ・岡山県西部地区小型船安全協会

〒712-8043 倉敷市広江2-6-32 千田博通事務所内

☎ (086) 455-1919

#### ・岡山県東部地区小型船安全協会

〒702-8011 岡山市南区郡2 マリーナ岡山内

☎ (086) 267-3015

#### ・香川県地区小型船安全協会

〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松海上保安部気付

☎ (087) 813-3561

#### ・愛媛県東部地区小型船安全協会

〒794-0013 今治市片原1-2 今治海上保安部気付

☎ (0898) 23-5515

#### ・松山地区小型船安全協会

〒791-8058 松山市海岸通り2426 松山海上保安部気付

☎ (089) 951-0553

#### ・宇和島地区小型船安全協会

〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 宇和島海上保安部気付

☎ (0895) 22-1933

この情報誌は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。